

K
S
K
P

兵家連

(平成8年1月)

No. 21

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦 三郎

〒650 神戸市中央区橋通4丁目1-28
辻ビル2F

TEL078-360-2618

FAX078-360-2615

K
S
K
P
一
九
八
四
年
八
月
二
〇
日
第
三
種
郵
便
物
認
可

毎
日
発
行

大震災から一年 新しい年を迎えて



兵家連副会長 山本 春 義

新年おめでとうございます。

今年は良き年でありますようお願いつつ、
まずは新年の祝詞を申し上げます。

昨年一月の大震災に際しましては、全国各地の家族会、その他の団体、個人の方々から多分のあたたかいご厚志を頂き、まことにありがたく心から感謝申し上げます。

さて、阪神・淡路の大震災から一年がめぐってまいりました。神戸市内の被災者のなかには、いまだ待機所や旧避難所での生活、または公園内のテント暮らし等を余儀なくされておられる方々が約1200人といわれます。

被災地以外の地域では、震災の記憶も風化の兆しが見え始めているとの報道記事もでてまいりましたが、被災者は住宅、職場等の確保に苦慮の毎日がこれからも続きます。家族会、共同作業所関係者もまた同様であります。

幸い、昨年7月「精神保健福祉法（略称）」が施行され、精神障害者の福祉対策に明るさが増してまいりました。平成八年は手帳制度の利用範囲拡大、福祉施設の設置などその糸口でも見いだすべく、活動に努めねばと夢をえがいております。



精神障害者保健福祉手帳 の生み出すもの

全家連相談室長 池 末 美穂子

平成7年10月から「精神障害者保健福祉手帳」が誕生しました。しかし現状としては、申請件数も少なく、当事者、家族としても、「手帳」そのものに対して、とまどいがあるようです。

そこで、“兵家連”としては、平成7年11月21日に神戸市生活学習センターにて全家連相談室室長の池末美穂子氏を招き、「障害者手帳の生み出すもの」と題して講演をして頂きました。以下その要旨です。

I. なぜ福祉制度が必要か？

精神病は誰にでもおこる病気で、多くは思春期、青年期に発病します。そして一つの特徴としては、薬を飲んでも改善しにくい能力面の変化があるということです。具体的には、意欲の低下、持続力の低下、融通性がなくなったり、自閉的に引きこもりがちになったりすること等です。また、生活の仕方の面でも、「生活の仕方が下手」「人間関係がうまくいかない」等の事が起こり、中でも本人たちが最も苦しんでいるのは「働く能力が弱まっている」ということです。

そのような方達に、良い対応、良い

支援とは、一つ目には、再発防止のための継続的な医療です。二つ目は、障害の改善のためのリハビリ的な支援で、作業療法、デイケア、授産施設、授産寮、福祉ホーム等です。三つ目は、一番大切で、障害があっても不安なく暮らせる福祉制度で、年金とか生活保護による所得の保障や作業所等で、どの方にもこの三つが同時に必要です。

II. 福祉制度が、今、前進しようとしている

「精神保健福祉法」のねらいは、自立と社会参加です。自立とは、親の介護、経済力をあてにしないで、社会の制度、施策を使って、生活していくという意味です。そのような法改正であり、福祉施策を具体的に作っていくために手帳が同時に作られたわけです。

III. 「障害者手帳」が創設された理由

精神障害者は、医療をうけながら障害者の面ももつという点、また障害の程度が変化する、回復すれば等級が軽くなるという点で他の障害者と違いますが、またやがて評価されると思うのが、

V. 「障害者手帳」のこれから

現在、行政的な福祉サービスの窓口は福祉事務所で行なわれており、今後福祉サービスを保健所で生み出すというのは難しいと思います。そのような意味でも、今後手帳の申請窓口を保健所から福祉事務所へ移す必要があります。

VI. 現在利用できる制度と「手帳」で増やしていく福祉サービス

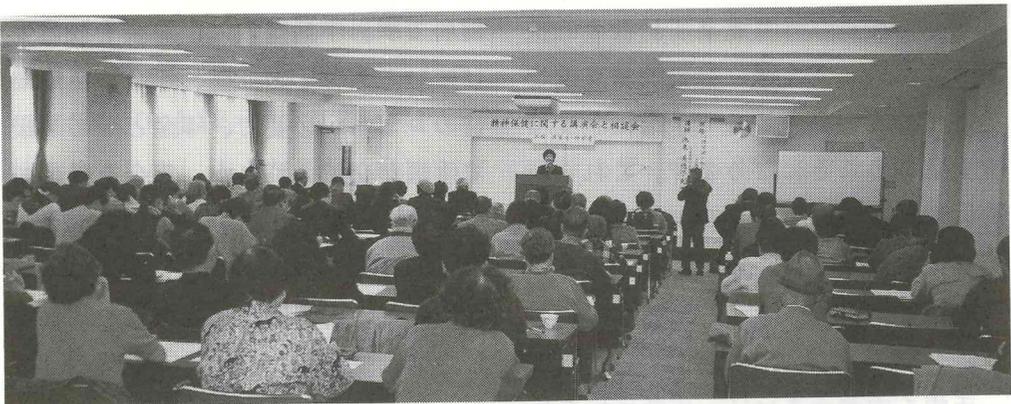
今後私達が要求していくサービスは、各種公共料金等の軽減、福祉手当の支給、医療費の助成、そしてホームヘルパーをはじめとする在宅福祉サービス

等です。関係者の方達には、手帳が作られたねらいということの原点に立ち返って、手帳制度を育てていってほしいと思います。

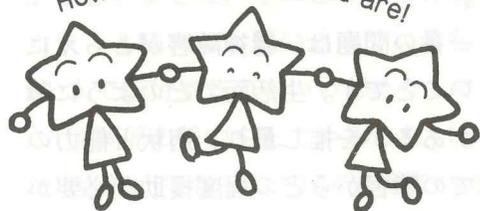
精神障害者がどういうサービスを求めているのか、それを具体化していくことが大切です。総合的な福祉法になった時に、精神障害の特性が理解されないまま取り上げられないことになるかと困ります。利用する側の要望が強ければ強い程、改善の機会は増えていきますので、手帳制度の不備を正しくしていく声を強くしていきましょう。

以上

(文責 兵家連編集部)



Twinkle, twinkle, little star,
How I wonder what you are!



一つの行事が終わって

理事 前川 博

年間行事の一つ、精神保健に関する講演会となんでも相談会を、神家連との共催で去る11月21日神戸市生活学習センターに於て実施できました。

当初この行事を手掛けるにあたり、阪神大震災で無茶苦茶になった地域の方達や家族の参加があるだろうかと懸念しましたが、関係者の努力によって会場の確保等一つ一つのプロジェクトをクリアして当日をむかえました。『案ずるより生むが易し』会場は満席になり、急遽席を作らねばならない程の参加者があり私達にとっては嬉しい悲鳴でした。

さて、午前の部の講演会は、全家連・相談室の池末美穂子室長の《精神障害者保健福祉手帳の生み出すもの》という演題で講演があり、なぜ福祉制度が必要か、また精神保健法改正で手帳が創設された理由とその内容について分かり易くお話をし頂き、この手帳をもとにして、これから拡大していく福祉サービスを切望するものの一人であります。

午後の相談会には、精神科医師と心のケアセンター並びに病院のPSWと、専門の先生方をお招きし、医療・生活・年金と三つの部門で、特に今回の大震災で生活基盤を失い精神的に、また、生活上でのお悩みの相談にも対応して頂きました。当日は、講演会に125名、相談会に62名の参加者がありました。次回の開催は平成8年3月初旬に予定しております。

全家連創立30周年記念

全国精神障害者家族大会に参加

みなとがわ家族会 山本春義

10月31日～11月1日全国精神障害者家族大会が横浜市内で開催され、湊川家族会では4人が参加しました。

10月31日は、14時から分科会5、基礎講座2が4ヶ所の地区に分れて開催されました。また、11月1日の大会式典は、国立横浜国際会議場でした。5000人参加を目標に頑張ってくられた神奈川県連のご努力は称賛に値しますが、夫々の会場、宿泊所間を走り廻られた参加者も亦ご苦労なされた事と思います。

大会テーマは、

—自立をめざして希望の船出—

すべての人々が健やかに暮らす社会をめざして
福祉と医療をユーザーの視点から見直そう

さて、全国家族会の年々の活動が行政と社会の理解を得て、この大会テーマが日の目を見るのは何時の日になる？

私達4人共横浜は未知の所でしたので、事前に時刻表などから大体を頭に入れた心算でしたが、復路行先の違う電車に乗ること2回、会場を早目に出たにもかかわらず、新横浜駅に着いたときは、乗車予定の列車は1時間前に発車した後でした。



但馬・丹波地区家族会 指導者研修会

南但ひまわり会会長 福 富 正 男

11月20日但馬・丹波地区の研修会開催に当たりまして、南但ひまわり会発起（H7年4月26日）以来初めて、当和田山農業研修センターに於て、御世話させて頂きました。素晴らしく盛大に無事勤めさせて頂きましたことは、兵家連会長様外事務局の方は勿論のこと各地区の関係者の皆様方の御指導、御支援の賜と厚く御礼申し上げます。

各関係行政機関の方の祝辞に続きまして、全家連、滝沢先生のユーモアを交えての基調講演には、全参加者一同有意義な感銘を受けられたことと存じます。

特に我々として今回の取組について大変喜ばしいことは、各関係行政機関の方や、未だ私達の会に入会されていない家族の方やいろんな方面の方から、こんな熱心に家族会の運営や取組をしていたのか……もっと早く知りたかった!!と声を掛けて戴きました。早速その後のデイケアにも初参加された方もおられます。その後7グループに別れての分散会に於きましても、心のよりどころを得られたことと存じます。

来る12月20日には各関係機関の御方をお招きして正式に南但ひまわり会として発足する次第です。

「なせば成る、ならぬは人の成さぬなりけり」

今後は一步一步目標に向かってお互いに協力、邁進します。

皆様方の御指導、御助言の程よろしくお願い申し上げます。

〔家族会紹介〕

芦屋家族会の結成経過と現状

芦屋家族会会長 中野正子

芦屋市内におきましては保健所の関係者の方々の御協力により、精神障害者の集まりが平成元年の十一月に始まりました。月に二回の割合で保健所に集まり有意義な時間を持ちました。この患者会を通して家族同志のコミュニケーションを持とうと云う運動が起こり保健婦さん達の御協力を得て、平成二年より月二回の家族会を持てるようになりました。最初このいとなみを御存知なかった人々も、あしや広報等により集まって下さり、段々と軌道に乗って参りました。平成三年には年三回、平成四年には年四回、平成五年には年六回開催されるようになりました。平成六年には月

一回の家族会を開催する事が出来る様になり活動も活発になって来ました。其の後、種々な経過を経て平成七年一月十二日に芦屋家族会を結成する事が出来ました。ところが阪神大震災を受けて私共は一時絶望に追い込まれました。しかし、保健所の関係者の方々の御協力を得て四月十三日に、今年度初めての家族会を開催することが出来ました。其の後、毎月一回の割合での集まりの毎に家族会の活動は活発になり、現在、県や市の協力を得て共同作業所づくりに奔走致して居ります。今後御指導御支援の程よろしく御願い申し上げます。

阪神・淡路地区
家族会指導者研修会

日時 平成8年2月25日(日)
午前10時～午後4時
場所 尼崎市立 労働福祉会館
☎06-481-4561
テーマ 『地域に根づいた
自立生活を創る』
—精神保健福祉法の完全実施—

手帳に関する情報を!!

昨年10月からはじまった手帳制度は、市町でサービスの内容が異なっています。皆さんの住む市町で、手帳に関する動きがありましたら、兵家連に情報をおよせください。

各地の話題を募集します

600字以内で、あなたのまわりの話題を募集します。会報の再録もOK、ご遠慮なくお送りください。

〔家族会紹介〕

あおぞら会の結成経過と現状

あおぞら会会長 宮田和郎

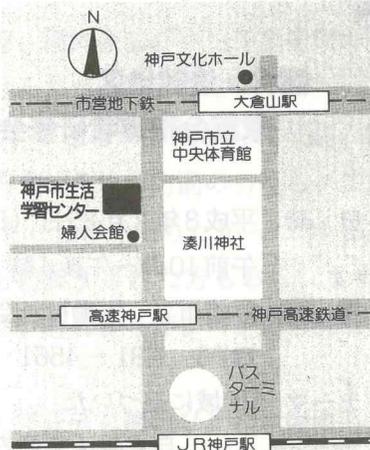
平成4年5月、明石土山病院入・通院中の患者さんの家族で有志を募り、当初12家族から年間4回の割合で集まりをもってきました。活動自体は、役員を決めずに病院担当者の呼びかけで、家族が集まり、病院の先生方の話しを聞いたり、グループホーム、また院内・院外の作業所等の見学会を行ったりしてきました。参加家族の増減はありましたが、平成6年兵家連への参加を話し合って参加への希望は、全員が賛成していたのですが、役員が決まらないまま平成7年を迎え、あの震災の日も迎えてしまいました。

震災後それぞれ自分の家庭のこともあり、なかなか集まりがもてませんでした。「いつまでもこの状態では」と夏に集まりをもち、この時に（心のケアセンター事業）の委託を受け、明石土山病院にグループホーム及び作業所が平成8年に設置されることでもあり、この際、家族会を建て直し、もっと多くの家族の方にも参加を呼びかけようとの話しになり、かなりのご家族の参加希望もいただきました。その上で、皆様のご賛同を得て私が会長をお受けし、今回の兵家連への加入へ到った次第です。

精神保健に関する相談会

日時 平成8年3月9日（土）
午後1時～4時
場所 神戸市生活学習センター2階
神戸市中央区橘通3丁目4-3
☎ (078) 361-6977

家族会員外の方もどうぞおいでください



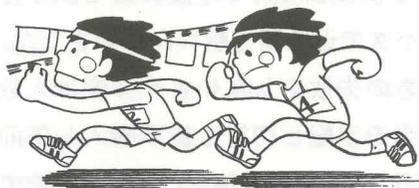
- ・神戸市営地下鉄「大倉山」駅 徒歩約3分
- ・神戸高速鉄道「高速神戸」駅 徒歩約7分
- ・J R 「神戸」駅 徒歩約7分

[投 稿]

“がんばろう運動会”

神家連 “がんばろう運動会”

実行委員 桜井文男



神家連（神戸市精神障害者家族連合会）としては、はじめてのころみであるが、西浦会長はじめ幹部の方針に従い、この度大震災により甚大な被害を蒙った神戸市内の会員家族や作業所の当事者はじめ関係者のために少しでも安らぎの場となればと願い、又同時に関係者の親睦をはかることによって今後の連合会活動に役立つのではないかの思いから野外運動会を行いました。

“がんばろう運動会”と名づけ、10月25日（水）、神戸しあわせの村運動広場に於いて 200名を超える参加者を得て成功裡に実行することが出来ました。

前日は激しい豪雨でしたが、当日は好天に恵まれ用意した幕内弁当を全員に配り、本当に楽しい一日を緑の芝生の上で過ごすことが出来て、準備にご苦労いただいた委員も報われた満足感でいっぱいになりました。

当日、アンケート調査を行いました処、回答は殆どメンバーでしたが、全員が楽しかった、来年もまたしあわせの村でやりたいとありました。

種目は、50m競争からデカパン、紅白玉入れ等の他、昼食時に炭坑節踊り、最後にフォークダンスで“マイム・マイム”と“ジェンカ”を取入れ、老若男女入り混じって素晴らしい運動会となり、ストレス解消に最高と思われました。

西宮くぬぎ共同作業所定例一泊研修旅行記

参加通所者 15名 指導員 3名
ボランティア 1名 西宮保健所 米田副所長他2名

通所者はこの旅行を楽しみに、みんな作業に頑張ったので天候にも恵まれました。男子と女子各1名の旅行記読んで下さい。

一泊旅行記

北島敏也

平成7年10月29日(日)～30日(月)にかけて例年行われている秋の一泊旅行に出掛けました。行先は三重県賢島、大王崎灯台散策という事でした。午後12時、JR大阪駅に全員集合、一つのハプニングがあったが、何とか列車に乗り込みました。メンバー達も道中問題もなく元気でした。しかし列車にギリギリに乗った為、弁当が充分手配出来ず1つの弁当を2人で分けあうということになり、みんなガッカリでした。宿泊地は「伊勢志摩いこいの村大王」でした。チェックインして部屋割、注意などした後希望者で散歩に出ました。午後6時から食事、ゲーム、カラオケが始まりました。みんな楽しく和やかなムードそれぞれが思い思いの夜を明かし、翌日みんな元気でロビーに集合、宿の支配人さんに記念撮影をして頂いて

午前9時30分バスで一路大王崎灯台へと向かいました。灯台にあがり、見下ろす景色、海など大変美しく気持ちがよくまりました。その後お茶を飲み休憩しバスで近鉄鶴方駅へ向かいました。行き失敗をしないよう今度は人数分弁当を手配し切符も無事購入し午前11時50分発の近鉄特急に乗り、難波で自由解散しました。

この旅行はメンバー一人一人が役割を分担し、夫々が各自持場を全うしてくれました。保健所からはお忙しい中、都合をつけてご参加頂いた米田副所長さん、保健婦の有井さん、健康課の菅沢さん、そして日頃ボランティアでお世話になっている稲田さん、ありがとうございました。三人の指導員さんもお苦労さまでした。

伊勢志摩いこいの村大王について

武田公子

朝とてもすがすがしい一日が始まるうとしている時、私は一泊研修旅行にて初めて参加させていただきました。その旅の前に、家にはパンフレット、チラシと他の旅行がポストに入ってきた。私はうらたえてしまいどうすればよい

かと思いました。くぬぎの会の仲間ならやっと馴れたと思い込んでいる私に「一人で旅行するのもいいだろう」でも「人間関係の努力をしているんだ」とまた「金銭面でも一人でいくと高くつく」色々となやみました。私が20才ぐらい

の時に、近鉄観光株式会社に勤めていた時代に車内販売をやらせていただきました。丁度テレビで「おしん」が流れていた毎日だと思います。何十年ぶりに近鉄特急に乗り随分変わったと思いました。おしほりもちがう、弁当もちがう、飲物もちがう一昔がすんだような感じがしました。私の社会復帰が不安だらけになってしまいました。

賢島につき大王崎のいこいの村の旅館について体調をととのえようとしました。やはり私が思っていた団体で来るということがさすががしい気がしてとても空気もおいしかったです。料理もと……少しぜいたくでしかたがないと思いました。ここ迄してくれるのも、充分な感謝の言葉が出ませんが、本当にありがとうございました。

高知研修旅行

グループささゆり 浅井 雅子

私達グループささゆりは、北むつみ会のメンバーさんの社会復帰のお手伝いが少しでもできればと、活動を続けておりましたところ、思いもかけず昨年、厚生大臣賞をいただくという荣誉に接しました。グループ結成からまもなく15年を迎えるということで一度、受賞旅行をしようということになりました。北家族会の会長桜井様にお世話になり、高知県は高知市1泊2日、10名で出発致しました。

11月15日、高知駅を降りたとたんヤシの並木が目に入り、空の色も明るく、やはり南国だなあと思いました。神戸を朝出発して、お昼にはもう高知に着き、新幹線・JRの早さにおどろきました。

高知では、保健所の田所さんに案内していただき、クッキーを作って売っている“野いちごの場所”箱折り作業等を行なっている“めざめ共同作業所”それに“グループホームひだまり”と

三ヶ所を見学致しました。

クッキーを作るオープンは、普通の家の中で本格的な業務用の大きなもの2台が作動していました。箱折り等作業所も神戸よりも広くゆったりとした広さがありました。

神戸にはまだない“グループホーム”には、先を越された感がありました。寮母さんもいい方で、中の部屋等見せていただき、食事係（寮母さんの娘）さんの苦労話等も聞かせてもらいました。

夜は、県の精神保健福祉センター長竹鳥様も出席して下さり、ホットハート（ボランティアグループ）のみなさんと懇親会を持つことが出来ました。

盛りだくさんの旅行で、その時は少しハードかなと思いましたが、今思うと、行って良かったなと感じております。

この旅行の機会を与えて下さった皆様に感謝致しますと共に、来年予定の高知全国大会が成功致しますことを神戸よりお祈り致します。

兵家連活動目誌

役員の動き

- | | |
|--|---|
| 7.10.18 兵家連紙20号 編集委員会 | 大都市への権限委譲後の作業所 |
| 7.10.20 三役会 | 補助金の確保について (山本、東口、多田ほか3人) |
| 7.10.31~11.1 全国精神障害者家族大会 (横浜市内) | 7.11.28 社保健所へ講師として (多田常務) |
| 7.11.3 マインド イン KOBE (ポートアイランド南公園) | 7.12.8 障害者の日、啓発活動実行委員会主導の山電明石駅下コンコースでの街頭キャンペーンに参加 (東口副会長) |
| 7.11.6 豊岡保健所家族教室講師 (多田常務) | 7.12.12 第2回家族会会長会及び忘年会 (神戸市生活学習センター) |
| 7.11.7 和田山保健所家族会研修会打合せ (多田常務) | 7.12.14 神戸市西保健所におけるグループホーム設置打合せ会 (山本、岡野) |
| 7.11.19 三役会 (和田山町) | 7.12.20 三役会 |
| 7.11.20 但馬・丹波地区家族会指導者研修会 | |
| 7.11.21 精神保健なんでも相談会及び講演会 (神戸市生活学習センター) | |
| 7.11.22 兵庫県地域保健課へ知事あて要望書提出 | |

賛助会員募集

あなたも、わたしも賛助会員になりましょう!!

年会費 団体の場合1口 (10,000円) 以上

個人の場合1口 (3,000円) 以上

払込先 郵便振替 01110-4-83568

(赤枠用紙) 兵家連

編集後記

なにかとうしろから急がされているようで、あわただしかった12月も終わり、新しい年を迎えました。兵家連紙も原稿原稿に追われた1年でした。このたび、平成7年最後の会長会議で投稿をお願いをした効果のあらわれ(?)か3件の寄稿を頂き、本号をかざっております。

(山本)

精神保健福祉講座 No.15

精神病患者監護法から
精神保健及び精神障害者
福祉に関する法律まで

副会長 山本 春 義

1. 行旅病人および行旅死亡人取り扱い法 明治32年公布

これまで専ら地方の規制にゆだねられていた精神障害者に関する全国的規制がようやく出現。すなわち路頭にさまよう救護者のない精神病者の保護の規制として制定された。

2. 精神病患者監護法 明治33.3 公布 33.7 施行

精神病者の保護に関する最初の一般的法律である。

主な内容は、① 監護義務者（親族が該当）の規定。

② 精神病患者を監置できるのは監護義務者のみ。

病者を私宅、病院などに監置するには地方長官の許可を要す。

③ 監護に要する費用は被監護者が負担する。

被監護者に負担能力のないときは、扶養義務者が負担。

3. 精神病院法 大正8年

精神障害者対策が監護から医療へと衛生行政面が前進、大正5年保健衛生調査会設置、調査会は治療上、公安上の理由から精神病患者監護法の改正を決定。

主な内容 ① 道府県に精神病院の設置を命じることができる。

② ①の精神病院に代わる公私立精神病院を指定できる。

③ 入院させるべき精神病患者は、監護法によって市区町村長が監護すべき者、罪を犯した者で司法官庁がとくに危険がある

と認める者、療養の道なき者、地方長官が入院の必要を認める者。

- ④ 入院した者（あるいはその扶養義務者）から入院費の全部または、一部を徴収できる。

4. 精神衛生法

昭和25年 制定

戦後は、欧米の最新の精神衛生に関する知識の導入があり、かつ、公衆衛生の向上増進を国の責務とした新憲法の成立により、精神障害者に適切な医療、保護の機会を提供する。

主な内容 ① 精神病院の設置を都道府県に義務付けた。

- ② 長期拘束を要する精神障害者は、精神病院、精神科病室その他法律によって収容することを求められている施設に収容する。私宅監護制度はその後一年間で廃止する。
- ③ 狭義の精神病者だけの対象から、新たに精神薄弱者、精神病質者も施策の対象とした。
- ④ 精神衛生相談所、訪問指導の規定が置かれた。
- ⑤ 精神衛生審議会の新設、精神衛生鑑定医制度の規定。
- ⑥ 仮入院制度、仮退院制度を設けた。

5. 精神衛生法一部改正

昭和40年6月

改正の背景には、昭和39.3のライシャワー大使事件もあり。

主な内容

- ① 保健所を地域精神保健行政の第一線機関とし、精神衛生相談員を配置できることとし、在宅精神障害者の訪問指導、相談事業を強化。
- ② 都道府県に精神衛生センターを設ける。
- ③ 通院医療費公費負担制度の新設。
- ④ 措置入院制度関連手続き上の改善。

6. 精神保健法 (名称変更) 昭和62年9月公布、63年7月施行

「入院医療中心の治療体制から、地域におけるケアを中心とする体制へ」という流れを踏まえ、また宇都宮病院事件などを契機に、法改正を求める声が国内外から強く示されるに至り、精神障害者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保と、精神障害者の社会復帰の促進をはかる。

主な内容 ① 精神衛生法から精神保健法に改称。

- ② 精神障害者本人の同意に基づく任意入院制度、入院時における書面による権利等の告知制度を設けた。
- ③ 精神衛生鑑定医制度を精神保健指定医制度に。
- ④ 精神医療審査会制度の新設。
- ⑤ 精神科救急に対応するため、応急入院制度を設けた。
- ⑥ 入院治療の終了した精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設、(精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設)に関する規定を設けた。

7. 精神保健法一部改正 平成5.6.18公布 平成6.4.1 施行

精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮した適正な医療及び保護を実施するために見直し、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、その他について所要の措置を講ずる。

- 主な内容
- ① 精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質、その他の精神疾患を有する者」とした。
 - ② 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)が第二種社会福祉事業として法定化。
 - ③ 地方精神保健審議会の委員に、精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者を加える。
 - ④ 保護義務者の名称を「保護者」に改める。
 - ⑤ 精神病院その他法定施設施設以外への収容を禁止した規定を削除。
 - ⑥ 精神障害者社会復帰促進センターを厚生大臣が指定できる規定を設けた。

⑦ 都道府県が処理する精神保健法に規定する事務で、政令で定めるものは、地方自治法の指定都市が処理する。

(平成8.4.1 から施行される。)

⑧ 栄養士、診療放射線技師、調理士、製菓衛生師等の免許および、けしの栽培の許可について、精神障害者であることを絶対的欠格事由から、相対的欠格事由に改められた。

8. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

平成7.5.19公示 平成7.7.1 施行

法の目的に精神障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を明記。

主な内容 ① 精神障害者保健福祉手帳制度の創設。

② 精神障害者社会復帰施設として、精神障害者福祉工場を規定。

③ 精神障害者事業所委託訓練事業（通院患者リハビリテーション事業）を法律上位置づける。

④ 医療保護入院等を行う精神病院に常勤指定医を置くこと。

⑤ 医療保護入院の際の告知義務について、告知を延期できる例外規定に四週間の期間制限を設ける。

⑥ 通院公費負担医療の認定の有効期限を二年に改める。

精神障害者保健福祉手帳を交付された者には、認定を省略する。

⑦ 公費負担医療の公費優先の見直し。（保険優先化）

措置入院等の国庫負担優先の仕組みを保険優先に改める。

《引用した文献 我が国の精神保健（精神保健ハンドブック）》